

平成 25 年 4 月 9 日

「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」に関する再要望書提出の報告

清水奈名子（宇都宮大学）

福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト(FSP)並びに福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト(FnnnP)は、本年 3 月 8 日に復興大臣宛てに提出した要望書と、その後 3 月 15 日に発表された「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」（以下パッケージ）とを照合したうえで、十分な対応がなされていない問題を再要望事項として整理しました。

そのうえで以下の日時に復興庁を訪問し、水野靖久参事官に再要望事項を説明し、被災者の声を反映した基本方針の策定と、今後のパッケージのフォローアップ並びに拡充に際しては、今回整理した要望を盛り込むよう訴えました。

また、福島県からの避難者（栃木県）、福島周辺県の高線量地域の住民（群馬県）も同行し、子育て中の被災者が抱える問題について、要望書を補足する形で直接参事官に説明しました。以下、面談の流れに従って概要をご報告します（B さんがお子さんを同伴されていたため、B さんから先に話していただく流れになりました）。

提出・面談日時：平成 25 年 4 月 4 日午後 5 時から 6 時半まで

場所：復興庁本庁会議室

出席者：FSP 代表・宇都宮大学教授 重田康博

FSP メンバー・宇都宮大学准教授 清水奈名子

FnnnP 群馬拠点長・群馬大学教授 西村淑子

栃木県への福島からの避難者 A さん

群馬県住民 B さんとそのお子さん 2 名

同行取材：下野新聞社・朝日新聞社・Our Planet TV・IWJ・井部正之氏

1 福島県周辺の高線量地域の子育て世帯が抱える問題の説明

(1) 群馬県が「学校給食モニタリング事業」対象外となった問題

群馬県住民 B さんから、福島県外の高線量地域の子育て世帯が抱える問題や不安について、具体的に話していただきました。特に要望事項⑩「第 6 条関連：周辺環境や食品の放射線量の詳細な測定、情報公開」に関連して、パッケージにある平成 25 年度に文部科学省が実施する「学校給食安心対策事業」の対象から群馬県が外れたことの問題が指摘されました。昨年まで地域産のキノコに基準値を超えるセシウムが検出されていること、それらの食材を学校給食で使っていないか確かめたが確認がとれなかったこと、しかしながら地産地消を進める学校給食で使用され

ている可能性があること、現在の県や市町村レベルのモニタリング事業は、その方法や検査機器の検出限界値の高さに問題があり、保護者が安心して給食を食べさせられない問題が訴えられました。この点は、西村教授からも、群馬県が対象とされるべきであることが重ねて訴えられました。参事官は群馬県が対象となっていない理由を確認し、対応を検討するとの回答を得ました。

(2) 群馬県が保養キャンプ先となっている問題

続けて B さんより、パッケージにある文部科学省による「リフレッシュ・キャンプ」の実施候補地として群馬県があがっているが、県内はいまだに除染が十分に進んでおらず、高線量地域が残っていることから、問題であることも指摘されました。実際に県内で子どもが遊ぶ場所を測定すると、かなり高い線量がいまだに検出されており、住民ですら安心して子育てができない地域があることも紹介されました。

(3) 放射能について話すことのできないストレス

さらに B さんより、群馬県においても放射能への不安を口にすると、風評被害を招く、といった非難を受けることを恐れて、自由に話すことができない状況があることが説明されました。しかし、事故後に体調が悪化したり、事故に関連するのではないかと心配される症状を訴える人が、子どもを含めた家族や周囲の大人にもみられたことから、不安を抱え続けていること、事故後 2 年経っても十分な対策が進められていないことへの疲れ、あきらめがあること、それらすべてが子育て世帯にとってストレスとなっていることが指摘されました。こうした被災者のストレスや困難な状況を把握したうえでの、迅速な対応が必要であることが最後に指摘されました。清水准教授から、栃木県北でも同じストレスを感じている保護者が少なくないことが補足され、放射能の話題をタブー視する風潮をなくすためにも、国が積極的に健康調査を行い、自由に議論できる環境づくりが急務であることを強調しました。

(4) 要望事項⑰から⑲：栃木県北地域の高線量地域の支援ニーズの説明

続けて清水准教授から、⑰の農作物や食品・水の検査体制については自治体ごとに対応にばらつきがあることから、国の責任で統一的な対応が実施される必要であることが指摘されました。⑱⑲の除染に関しては、空間放射線量のみでなく土壌汚染状況も考慮する必要があること、パッケージにある既存の国による除染メニューから、福島県外の地域は表土除去が外されているために効果的な除染ができておらず、効果のない除染作業に多くの税金が浪費されていることの問題を指摘しました。また、子どもたちは多くの時間を自宅で過ごしていることから、学校や公共施設のみではなく、自宅周辺を早期に、かつ効果的に除染する必要性を訴えました。

(5) 要望事項⑳：周辺地域における健康調査について

福島県以外の地域で対象となる政策がどれであるのか、パッケージではわかりにくいので、対象となる地域や世帯がわかるように被災者の目線に立った情報提供を求めました。また、ヨウ素被ばくは福島県外でも発生していると考えられるので、県外の住民も検査の対象に入るのかどうかについて確認したところ、現在環境省で事故初期ヨウ素等の現在では測定できない核腫による被ばく線量の測定を検討しているので、その結果次第で環境省が検討する可能性はあるという回答を得ました。また西村教授から、健康調査の必要性を検討する各県の有識者会議をもう一度開

催し、前回とは違って「やはり健康調査・検査は必要である」という結論が出れば、国の対応も変わってより積極的に調査や検査を進めるのか、と質問したところ、「国としては各県の要望を無視することはできないだろう」というコメントが出されました。

2 基本方針策定に関する問題

(1) 基本方針策定のための被災者の声の反映について

要望書 1 ページ目にもどり、清水准教授から、基本方針の早期策定が必要であること、その際に支援法第5条3項にあるように、被災者の意見や要望を反映するためのヒアリング、聞き取り調査などを復興庁が行い、さらに問題の長期化を見越して、中長期的に被災者の意見を反映するための体制を整備することを要望しました。被災者が復興庁にアポイントを取って面会をお願いするという現在のあり方ではなく、今回のように東京まで出てくることのできない多くの被災者がいることを踏まえて、復興庁や議員が率先して現場に出向いて、被災者の声を聴くことが不可欠である点を強調しました。

参事官からは、パブリック・コメントを実施する予定であり、その他の方法については検討中との公式見解の範囲内の回答にとどまりましたが、HP で告知するパブリック・コメントでは、インターネットにアクセスできない被災者の声を反映できない問題を指摘しました。重田教授からは、外務省が ODA 大綱を策定する際には、全国で公聴会を実施しており、そうした先例も参考にして、復興庁が全国に出向くべきだとの意見が出されました。また、国会議員の紹介で、被災者との意見交換会等に出席を求められた場合には、復興庁職員も可能な限り出席している、という答えがありましたので、国会・県議会議員にも意見交換の場を設けるよう働きかける必要を感じました。

(2) 支援対象地域を定める基準の検討について

また基本方針策定に関連して、支援対象地域を定める基準の検討を原子力規制委員会に「丸投げしたのではないか」という批判があるが、原発推進の立場の委員会が定める基準では被災者は納得しない」と問いかけたのに対しては、「委員会の作業は放射線防護の基準を作るものであり、その知見を活用するが、最終的な支援対象地域を定める基準の原案を決めるのは復興庁である」という回答を得ました。その回答に対しては、「年間1ミリシーベルトの追加線量という従来からの基準を重視してほしい。子どもたちが放射線管理区域の線量の地域で生活している現状を改めるために、復興庁の英断をお願いしたい」と念を押しておきました。

3 福島県からの避難者世帯が抱える問題

(1) 高速道路の無料化等の交通費助成と自主的避難者に対する支援について

要望事項の①④に関連して清水准教授から、パッケージにおいて一部の自主的避難者への支援を開始した点、また避難者であることを証明できる文書が発行される点などは「高く評価したい」と肯定しつつ、母子避難者以外でも福島との二重生活や、各地域に離散した家族との面会のために交通費負担を強いられている世帯があることを説明し、対象世帯や対象地域、公共交通機関を

含めるなどの支援方法の拡充を要望しました。

参事官からは、自主的避難者への支援を発表した後で復興庁宛てに電話があり、「なぜ避難する必要のない人々が勝手に逃げているだけなのに、税金を使って支援するのか」「このような支援策を出されると、中通りも危険だ、と宣言するようなものでおかしい」といった支援策への批判の声が一般市民から寄せられていることが紹介され、そういった意見とのバランスをとりながら、ここまではできるのでは、という判断で進めてきた、という話が紹介されました。被災地以外では急速に風化が進んでいる現在、国民からの幅広い支持が獲得できるよう、2年を経過した後も続いている被災者、避難者が抱える問題や苦境を伝える活動もあわせ行う必要があることを、痛感しました。

(2) 借り上げ住宅および避難先自治体のサービス享受について

要望事項の②③に関連して、特に子どもが成長していく子育て世帯において、借り上げ住宅の期間延長や借換え、新規借り上げの再開などの要望が強いことを紹介し、災害救助法が想定している通常の災害を超えた、長期的な被害をもたらす原発事故に際しては、既存の制度にとらわれずに特例措置を取ってほしい点を要求しました。

続けて、要望事項⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬に関連して、避難先の自治体において、医療、福祉、介護、職業訓練等の就労、教育、損害賠償への支援等の行政サービスを、住民票の移動の有り無しにかかわらず受けることのできるよう、国による主導や通達の必要性を訴えました。その際には、子育て世帯が利用しやすい方法、時間帯の設定等についても配慮を求めました。

参事官からは、受け入れ自治体ごとに支援格差があるので、国として統一的に対処するよう主導してほしいという要望については、「地方分権を重視する現在、自治体ごとに施策に違いがあるのはある意味当然のことであり、この点が問題として庁内で議論されてはいない。被災者に不利益が生じているのであれば、具体的にどのような格差があり、自治体では解決できず、支援法に照らして国が出るしかない、という点をより具体的に伝えてもらわなければ対応しにくい。」との発言がありました。この自治体ごとの支援格差については、今年度調査をして整理する必要を感じました。

(3) 健康調査について

健康調査については、エコチル調査など環境省によってすでに実施されている調査や、心電図などの検診データの長期保存等によって、既存の検査結果も活用できるようにしてほしいと伝えました。この点はすでに被災者支援団体などから環境省にも申し入れが届いているので、検討されているはずだという回答でした。

また、避難者、周辺地域被災者ともに、医療レントゲンや自然放射線との比較を用いた一方的な「安全安心」宣言では、何のメリットもなく無差別に受ける被ばくを納得して受けとめることはできないし、放射能について話すことがタブーになっている現状を変えるためにも、国の主導で健康調査を実施してほしいという点を、改めて伝えました。

(4) 被災者の苦しい現状と政府への不信感を理解する必要性

最後に栃木への避難者の A さんから、現在までの政策が被災者の苦難やストレスのひどさを

理解せずに進められていることの問題を、当事者の視点から訴えました。福島にとどまっている多くの人々が、政府や東電への拭いがたい不信感をため込んでおり、県民健康調査もモルモット扱いされていると感じていること、また3月末の原発停電時のような情報隠しや公開の遅れが更なる不信感を招き、多くの人々が絶望とあきらめのなかにあることが伝えられました。また、土地の賠償などが提案されているが、手放したくて売るわけではないのに、低い評価額で賠償されようとするに伴うストレス、金銭では解決しない苦しみが紹介されました。そして被害者である福島県民が、東電の社員でもないのに、故郷を想う気持ちから福島第一原子力発電所の復旧作業にあたっていること、東京のためにこれまで電気や食糧を送り続けてきた福島の人々が、なぜこれほどの苦しみを背負うのか、という問題も指摘されました。

また、避難者への訪問支援をしてきた経験から、避難者のなかには避難先で知り合いもなく孤立し、精神的に追い詰められ、生きる気力をなくしている人々がいること、二重生活に伴う精神的・経済的な苦しみの深刻さが紹介されました。そして福島の実現場や避難先に実際足を運んで、これらの苦境やストレスを実際に感じ取ってほしいこと、この苦しみと不信感が大きいという前提をまず理解することから始めてほしいという想いを、率直に伝えられました。

参事官も当事者2名からの訴えに関して丁寧に話を聞いてくださり、その部分はオフレコとしたこともあって、本音ベースでコメントをしてくださいました。各県では様々な要素を考慮しており、その結果消極的な姿勢と受け取られる場合もありうるが、復興庁の最大の使命は被災者の生命や安全を守ることにあるので、その点を優先していきたい、とも言っておられました。

最後に重田教授から、被災者の苦境を理解するためにも、声を直接聞く公聴会のような機会を早急に設け、基本方式の策定を急ぐ必要があること、また福島県周辺地域の被災状況にも適切に対応する必要があることの2点が強調され、引き続き情報交換をしていくことが確認されました。参事官からは、提出された再要望書の内容を、今後の政策策定や実施に際してなるべく反映していきたいとの発言がなされ、面談を終えました。

前回同様、今回も当事者の方に同伴していただき、再要望書にとりまとめた要望事項を具体的に話していただく機会を作ることができた点が、一番大きな収穫でした。今後も、支援法の実施（または不作為）状況をしっかり見続け、声を上げ続けることが必要であることも実感いたしました。さらに報道各社を通して、こうした要望の存在を広く社会に伝えていく必要性も感じました。以上で報告を終わります。